

○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	3
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	4
○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	12
○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	19
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	26
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	27
○	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	36
○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	38
○	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	39
○	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	52
○	老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	54
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	55
○	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）（抄）（第十四条関係）	．．．．．	57
○	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）（第十五条関係）	．．．．．	58
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十四条関係）	．．．．．	60
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十五条関係）	．．．．．	62
○	大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）（附則第十六条関係）	．．．．．	64
○	原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）（附則第十七条関係）	．．．．．	66

改 正 案	現 行
（都道府県知事による応援の要求） 第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長（次項及び次条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。 2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。 3 前二項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。 （内閣総理大臣による応援の要求等）	（新設） （内閣総理大臣による応援の要求等）

第七十四条の三 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第一項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。 2ゝ6 （略）	第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は当該災害が発生した市町村の市町村長（以下この条において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めるよう求めることができる。 2ゝ6 （略）
第七十四条の四 （略） （指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担） 第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。 2 （略）	第七十四条の三 （略） （指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担） 第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。 2 （略）

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（災害援護資金の貸付け） 第十条 （略） 2・3 （略） 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>延滞</u>の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。	（災害援護資金の貸付け） 第十条 （略） 2・3 （略） 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は<u>その利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。</u>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）第一条による改正後のもの

改 正 案	現 行
（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等） 第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設（指定都市等の区域内に所在する施設であつて、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設である場合にあつては、当該指定都市等の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合に	（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等） 第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設（指定都市の区域内に所在する施設であつて、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県又は指定都市の教育委員会。以下この章及

あつては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2 (略)

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあつては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあつては、当該指定都市等の長）の認定を受けることができる。

4 (略)

5 都道府県知事（指定都市等所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市等の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村（指定都市等を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以

び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2 (略)

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあつては、当該指定都市の長）の認定を受けることができる。

4 (略)

5 都道府県知事（指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、市町村（指定都市を除く。）及び公立大学法人以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ

下同じ。)である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

一〇四 (略)

6 (略)

7 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準(その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)

(に該当すると認めるとき(その申請をした者が国、市町村(指定都市等を除く。))又は公立大学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき)は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。)

(指定都市等の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

。))である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。

一〇四 (略)

6 (略)

7 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準(その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)

(に該当すると認めるとき(その申請をした者が国、市町村(指定都市等を除く。))又は公立大学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき)は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。)

(指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市等）の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになることを認めるとき。

二・三（略）

9（略）

10 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

11 都道府県知事又は指定都市等の長は、当該都道府県又は指定都市等が設置する施設のうち、第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市等の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

12 指定都市等の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市）の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになることを認めるとき。

二・三（略）

9（略）

10 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

11 都道府県知事又は指定都市の長は、当該都道府県又は指定都市が設置する施設のうち、第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

12 指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次

次条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならぬ。

(認定の取消し)

第七条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は指定都市等の長は、第三条第十一項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市等の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第十一項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県 (指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園 (都道府県が設置するものを除く。) については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。) は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2
5 (略)

条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならぬ。

(認定の取消し)

第七条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は指定都市の長は、第三条第十一項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第十一項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県 (指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 (第二十九条第一項及び第三項において単に「中核市」という。) (以下「指定都市等」という。) の区域内に所在する幼保連携型認定こども園 (都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。) が設置するものを除く。) については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。) は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2
5 (略)

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事(指定都市等所在施設である**幼保連携型認定こども園**(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、**幼保連携型認定こども園**の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第百三十七条の規定は、**幼保連携型認定こども園**について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)&及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)&以外の者の設置する**幼保連携型認定こども園**(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する**幼保連携型認定こども園**をいう。以下同じ。)」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する**幼保連携型認定こども園**(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。))が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、**幼保連携型認定こども園**の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第百三十七条の規定は、**幼保連携型認定こども園**について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)&及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)&以外の者の設置する**幼保連携型認定こども園**(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する**幼保連携型認定こども園**をいう。以下同じ。)」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県

知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第三十一条に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に」と、「必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（変更の届出）

第二十九条 認定こども園の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。次条において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事（当該認定こども園が指定都市等所在施設である場合にあっては当該指定都市等の長。次条第一項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に」と、「必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（変更の届出）

第二十九条 認定こども園の設置者（都道府県、指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市を除く。次条において同じ。）は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事（当該認定こども園が指定都市所在施設である場合にあっては当該指定都市の長、当該認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設

2 (略) 3 指定都市等の長は、当該指定都市等が設置する認定こども園について第一項に規定する変更を行ったときは、当該変更に係る事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。	立する公立大学法人が設置するものを除く。）が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあつては当該中核市の長。次条第一項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。
4 (略) 附 則 (幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例)	4 (略) 附 則 (名称の使用制限に関する経過措置)
2 都道府県又は指定都市等が第十三条第一項の規定により条例を定めるに当たつては、保育の実施に対する需要その他の条件を考慮して主務省令で定める基準に照らして主務大臣が指定する地域にあつては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積については、同項に規定する主務省令で定める基準を標準として定めるものとする。	2 この法律の施行の際現に認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）第二条による改正後のもの

改 正 案	現 行
（特定教育・保育施設の確認） 第三十一条（略） 2（略） 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。 （特定教育・保育施設の確認の変更） 第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、<u>利用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。</u> 2（略） 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、<u>利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。</u>	（特定教育・保育施設の確認） 第三十一条（略） 2（略） 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、<u>あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</u> （特定教育・保育施設の確認の変更） 第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、<u>第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。</u> 2（略） 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、<u>第二十七条第一項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事</u>

に協議しなければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 (略)

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 3 6 (略)

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県

（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 (略)

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第二十七条第一項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 3 6 (略)

(特定教育・保育施設の基準)

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県

（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市所在認定こども園」という。）については、当該指定都市）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規

こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二・三（略）

2（略）

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認にお

定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県（指定都市所在認定こども園については、当該指定都市）の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の第二十二項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二・三（略）

2（略）

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認にお

いて定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号において同じ。

）

二（略）

4・5（略）

（勧告、命令等）

第三十九条（略）

2 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3・5

（略）

いて定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。）

二（略）

4・5（略）

（勧告、命令等）

第三十九条（略）

2 市町村長（指定都市所在認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）については当該指定都市の長を除き、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3・5

（略）

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。

三 十 (略)

2 (略)

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この節において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。

三 十 (略)

2 (略)

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、第二十九条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。

二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

2 (略)

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 6 (略)

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員(第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第二号において同じ。

)

2 (略)

(特定地域型保育事業者の責務)

第四十五条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員(第二十九条第一項の確認において定められた第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。)の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 6 (略)

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員(第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。

)

二 (略) 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。 5 (略) (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画) 第六十二条 (略) 2 (略) 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項 二・三 (略) 4、6 (略)	二 (略) 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。 5 (略) (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画) 第六十二条 (略) 2 (略) 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項 二・三 (略) 4、6 (略)
---	--

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、第百九十六回国会に提出の生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案附則第十五条による改正後のもの

改 正 案				現 行			
別表第二（第十九条、第二十一条関係）				別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
九 都道府県 知事	情報照会者	一～八 (略)	事 務	九 都道府県 知事	情報照会者	一～八 (略)	事 務
	児童福祉法による 小児慢性特定疾病 医療費の支給に関 する事務であつて 主務省令で定める もの	(略)	情報提供者	児童福祉法による 小児慢性特定疾病 医療費の支給に関 する事務であつて 主務省令で定める もの	(略)	児童福祉法による 小児慢性特定疾病 医療費の支給に関 する事務であつて 主務省令で定める もの	(略)
都道府県知事	特定個人情報情報	(略)	情報提供者	都道府県知事	特定個人情報情報	(略)	情報提供者
	医療保険者又は 後期高齢者 医療広域連合	(略)	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給を行 うこととされ ている者
生活保護法によ	特定個人情報情報	(略)	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの	生活保護法によ	特定個人情報情報	(略)	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの
	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの	(略)	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの	児童福祉法第 十九条の七に 規定する他の 法令による給 付の支給に関 する情報であ つて主務省令 で定めるもの

特別児童扶養	市町村長		等
特別児童扶養手	もの	特別児童扶養手	る保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

特別児童扶養	市町村長		等
特別児童扶養手	もの	特別児童扶養手	る保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

十八 市町村	十七 (略)	十六の三 都道府県知事	十六の二 市町村長	十六 (略)	十六 (略)	手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
予防接種法による	(略)	予防接種法による 予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	予防接種法による 予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事	(略)	都道府県知事 又は市町村長	都道府県知事 又は市町村長	(略)	(略)	都道府県知事	生活保護関係情報

十八 市町村	十七 (略)	(新設)	十六の二 都道府県知事 又は市町村長	十六 (略)	十六 (略)	手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
予防接種法による	(略)	(新設)	予防接種法による 予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	都道府県知事 又は市町村長	予防接種法による 予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	(略)	(新設)		(略)	(略)		
	(略)	(新設)		(略)	(略)		

長		十九 (略)	二十 市町村 長
給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		(略)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
等	市町村長	(略)	都道府県知事
			都道府県知事等
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	(略)	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</			

長	給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	十九 (略)	二十 市町村 長
市町村長	都道府県知事	(略)	(略)	二十 市町村 長
	都道府県知事等			
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	二十 市町村 長
	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報			

五十四～百十	五十三 市町 村長	二十一～五十 二 (略)	
(略)	知的障害者福祉法 による障害福祉サ ービス、障害者支 援施設等への入所 等の措置又は費用 の徴収に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	(略)	
(略)	市町村長	都道府県知事	(略)
(略)	障害者関係情報 であつて主務省 令で定めるもの	生活保護関係情 報又は中国残留 邦人等支援給付 等関係情報であ つて主務省令で 定めるもの	立支援給付関係 情報であつて主 務省令で定める もの

五十四～百十	五十三 市町 村長	二十一～五十 二 (略)	
(略)	知的障害者福祉法 による障害福祉サ ービス、障害者支 援施設等への入所 等の措置又は費用 の徴収に関する事 務であつて主務省 令で定めるもの	(略)	
(略)	市町村長	都道府県知事	(略)
(略)	住民票関係情報 又は障害者自立 支援給付関係情 報であつて主務 省令で定めるもの	障害者関係情報 であつて主務省 令で定めるもの	報であつて主務 省令で定めるもの

八 (略)	百十九 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	都道府県知事等		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
	市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
	難病の患者に	難病の患者に	難病の患者に	難病の患者に

対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）第二十条による改正後のもの

改 正 案	現 行
第六十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 正当な理由がなく、第五十六条第四項（同条第二項の規定による第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号の三又は第五十一条第三号に規定する費用の徴収に関する部分を除く。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 二 第五十七条の三の三第四項から第六項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 三 第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三の三第四項の規定による質問に対して、答弁せず、又は虚偽の答弁をした者	第六十二条の五 第五十七条の三の三第四項から第六項までの規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問若しくは第五十七条の三の四第一項の規定により委託を受けた指定事務受託法人の職員の第五十七条の三の三第四項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章の二（略） 第五章 罰則（第四十三条―第四十五条の三） 附則 第二十三条（略） 第二十四条（略） （削る） 第二十五条 准看護師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く。 2（略） （削る） 第二十六条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施	目次 第一章～第四章の二（略） 第五章 罰則（第四十三条―第四十五条の二） 附則 第二十二條の二（略） 第二十三条（略） 第二十四条 削除 第二十五条 准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く。 2（略） 第二十六条 削除 第二十七条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施

に関する事務をつかさどる者（指定試験機関（次条第一項に規定する指定試験機関をいう。）の役員又は職員（第二十七条の五第一項に規定する指定試験機関准看護師試験委員を含む。第二十七条の六において同じ。）を含む。）は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第二十七条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき准看護師試験に係る手数料を徴収する場合においては、准看護師試験（第一項の規定により指定試験機関が試験事務を行うものに限る。）を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料の全部又は一部を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

第二十七条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

（新設）

（新設）

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十七条の四第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不当な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第二十七条の三 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を

作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の四 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施

に関する規程（以下この条において「試験事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（新設）

（新設）

第二十七条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、試験の問題の作成及び採点については、指定試験機関准看護師試験委員（以下この条において「試験委員」という。）に行わせなければならない。	(新設)
2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。	
3 第二十七条の二第一項の規定は試験委員の選任及び解任について、同条第二項の規定は試験委員の解任について、それぞれ準用する。	
第二十七条の六 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	(新設)
2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
第二十七条の七 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。	(新設)
第二十七条の八 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。	(新設)
第二十七条の九 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保	(新設)

するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条の十 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十七条の十一 都道府県知事は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたときその他厚生労働省令で定める場合には、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、指定試験機関の指定を取り消し、又は期間を定めて、指定試験機関に対し、試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十七条の十二 第二十七条第一項、第二十七条の二第一項(第二十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、第二十七条の三第一項

(新設)

(新設)

(新設)

、第二十七条の四第一項又は第二十七条の十の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第二十七条の十三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第二十七条の十四 都道府県知事は、指定試験機関が第二十七条の十の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十七条の十一第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第二十七条の十五 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

一 第二十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十七条の十の規定による許可をしたとき。

三 第二十七条の十一の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うとき、又は同条の規定により自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととしたとき。

第二十八条 この章に規定するもののほか、第十九条から第二十二条までの規定による学校の指定又は養成所に関して必要な事項は政令で、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の試験科目、受験手続、指定試験機関その他試験に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四十二条の五 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十八条 この章に規定するもののほか、第十九条から第二十二条までの規定による学校の指定又は養成所に関して必要な事項は政令で、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の試験科目、受験手続その他試験に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四十二条の五 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務

とする。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

二 第二十七条の六第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第四十四条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条の三 (略)

第四十四条の四 (略)

第四十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十七条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

第四十四条 第二十七条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第四十四条の二 (略)

第四十四条の三 (略)

(新設)

答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十七条の十の許可を受けないで試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

改正案	現行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十九条―第四十九条） 附則 （措置の解除に係る説明等） 第十八条の三 市町村長は、第十七条の二第二項第三号又は第十八条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。 （行政手続法の適用除外） 第十九条 第十七条の二第二項第三号又は第十八条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。 （費用の徴収）	目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第三十九条―第四十八条） 附則（第四十九条・第五十条） （措置の解除に係る説明等） 第十八条の三 市町村長は、第十七条の二第二項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。 （行政手続法の適用除外） 第十九条 第十七条の二第二項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。 （費用の徴収）

第三十八条 (略)	第三十八条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 厚生労働大臣又は市町村長は、前二項の規定による費用の徴収に關し 必要があると認めるときは、当該身体障害者又はその扶養義務者の収入 の状況につき、当該身体障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求 め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めるこ とができる。	(新設)
第四十九条 正当な理由がなく、第三十八条第三項の規定による報告をせ ず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。	(新設)
附 則	附 則
1 (施行期日) (略)	(施行期日) 第四十九条 (略)
2 (更生援護の特例) (略)	(更生援護の特例) 第五十条 (略)

改正案	現行
（費用の徴収） 第三十一条（略） 2 都道府県知事は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該精神障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該精神障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一〜五（略） 六 正当な理由がなく、第三十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 七 （略） 八 （略） 九 （略）	（費用の徴収） 第三十一条（略） （新設） 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一〜五（略） （新設） 六 （略） 七 （略） 八 （略）

○ 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（営業の登録） 第四条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第五条、第七条第三項、第十条第一項及び第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う。 2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 （削る） 3 （略） （登録基準） 第五条 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しない	（営業の登録） 第四条 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項、第七条第三項、第十条第一項及び第二十一条第一項において同じ。）が行う。 2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。 3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 4 （略） （登録基準） 第五条 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受け

いと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消しの日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条第一項の登録をしてはならない。

(登録事項)

第六条 第四条第一項の登録は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

(毒物劇物取扱責任者)

第七条 (略)

2 毒物劇物営業者が毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業のうち二以上を併せて営む場合において、その製造所、営業所若しくは店舗が互いに隣接しているとき、又は同一店舗において毒物若しくは劇物の販売業を二以上併せて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、三十日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

ようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条の登録をしてはならない。

(登録事項)

第六条 第四条の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

(毒物劇物取扱責任者)

第七条 (略)

2 毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているとき、又は同一店舗において毒物又は劇物の販売業を二以上あわせて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

(届出)

第十条 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(回収等の命令)

第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項及び第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ。)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(届出)

第十条 毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(回収等の命令)

第十五条の三 都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三において同じ。)は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(事故の際の措置)

第十七条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 (略)

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事は、保健衛生上必要があるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

(削る)

(事故の際の措置)

第十六条の二 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 (略)

(立入検査等)

第十七条 厚生労働大臣は、保健衛生上必要があるときは、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 都道府県知事は、保健衛生上必要があるときは、毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物

2| 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

3| (略)

4| 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(削る)

(登録の取消等)

第十九条 都道府県知事は、毒物劇物営業者の有する設備が第五条の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならぬ。

件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

3| 前二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

4| (略)

5| 第一項及び第二項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十八条 削除

(登録の取消等)

第十九条 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事（販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を同条の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、その者の登録を取り消さなければならない。

3 都道府県知事は、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業者若しくは販売業の毒物劇物取扱責任者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物劇物営業者に対して、毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができる。

4 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき（特定毒物研究者については、第六条の二第三項第一号から第三号までに該当するに至つたときを含む。）は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（削る）

5 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前各項の規定による処分（指定都市の長に対しては、前項の規定による処分に限る。）を行うよう指示をすることができる。

（聴聞等の方法の特例）

3 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、都道府県知事は、販売業の毒物劇物取扱責任者について、その者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者又は特定毒物研究者について、これらの者にこの法律又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき（特定毒物研究者については、第六条の二第三項第一号から第三号までに該当するに至つたときを含む。）は、その登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者について前各項の規定による処分をすることを必要と認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

6 厚生労働大臣は、緊急時において必要があると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に対し、第一項から第四項までの規定に基づく処分（指定都市の長に対しては、同項の規定に基づく処分に限る。）を行うよう指示をすることができる。

（聴聞等の方法の特例）

第二十条 (略)

2 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し（次項において「登録の取消処分等」という。）に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならないこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物

第二十条 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前条第二項の規定による登録の取消し、同条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令又は同条第四項の規定による許可の取消し（次項において「登録の取消処分等」という。）に係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 (略)

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、毒物又は劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長）に、特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、それぞれ現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をしなければならない者については、これらの者がその届出をしなければならないこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物

使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、同条第十項の規定を適用しない。

3 (略)

4 前三項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者若しくは特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

(業務上取扱者の届出等)

第二十二条 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）に届け出なければならない。

一 四 (略)

2 前項の政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなつた者は、その政令の施行の日から三十日以内に、同項の規定の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければ

使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受けについては、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、第三条の二第十項の規定を適用しない。

3 (略)

4 前三項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

(業務上取扱者の届出等)

第二十二条 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）に届け出なければならない。

一 四 (略)

2 前項の規定に基づく政令が制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなつた者は、その政令の施行の日から三十日以内に、同項の例により同項各号に掲げる事項を届け出な

ならない。

3 (略)

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十七条、第十八条並びに第十九条第三項及び第五項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事」とあるのは「その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。）」と、第十五条の三中「都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項及び第二十條第二項並びに第二十三条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の

ければならない。

3 (略)

4 第七条、第八条、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十五条の三、第十六条の二、第十七条第二項から第五項まで並びに第十九条第三項及び第六項の規定は、第一項に規定する者（第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」に」と、第十五条の三中「毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗」とあるのは「第二十二條第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは「。第十七条第二項及び第十九条第三項」と、「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」と読み替えるものとする。

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十六条の二並びに第十七条第二項から第五項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所

区域にある場合においては、市長又は区長」と読み替えるものとする。

6 厚生労働大臣又は都道府県知事（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）は、第一項に規定する者が第四項において準用する第七条若しくは第十一条の規定若しくは同項において準用する第十九条第三項の処分違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項において準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

7 第二十条の規定は、厚生労働大臣又は都道府県知事が第四項において準用する第十九条第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合について準用する。

（削る）

を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」と読み替えるものとする。

6 厚生労働大臣又は都道府県知事（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）は、第一項に規定する者が第四項で準用する第七条若しくは第十一条の規定若しくは同項で準用する第十九条第三項の処分違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項で準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

7 第二十条の規定は、厚生労働大臣又は都道府県知事が第四項で準用する第十九条第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合に準用する。

（手数料）

第二十三条 次の各号に掲げる者（厚生労働大臣に対して申請する者に限る。）は、それぞれ当該各号の申請に対する国の審査に要する実費を勘案して政令で定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

- 一 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者
- 二 第一号の登録の更新を申請する者
- 三 第一号の登録の変更を申請する者

第二十三条 (略)

(削る)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十三条の二 第十八条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。))若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(削る)

第二十三条の二 (略)

(都道府県が処理する事務)

第二十三条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第二十三条の四 第十七条第二項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十三条の五 第四条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第七条第三項(製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。)、第十条第一項(製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。))及び第二十

第二十三条の三 (略)

第二十三条の四 (略)

第二十三条の五 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 二の二 (略)

三 第十七条 (第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第十八条第一項 (第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十八条第一項 (第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

一条第一項 (製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十三条の六 (略)

第二十三条の七 (略)

第二十三条の八 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 二の二 (略)

三 第十六条の二 (第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第十七条第一項又は第二項 (これらの規定を第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十七条第一項又は第二項 (これらの規定を第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

六・七
(略)

六・七
(略)

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 罰則（第三十三条） 附則 （費用の徴収） 第二十七条 第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者という。次項において同じ。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。 第五章 罰則 第三十三条 正当な理由がなく、第二十七条第二項の規定による報告をせ	目次 第一章～第四章（略） （新設） 附則 （費用の徴収） 第二十七条 第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者という。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 （新設） （新設） （新設）

ず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者 二 第十条の四第一項又は第十一条の規定による措置を受けた老人又はその扶養義務者であつて、正当な理由がなく、第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの	第四十三条 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
（報告等） 第六十九条の三十八（略） 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないもの（以下この項において「<u>介護支援専門員証未交付者</u>」という。）が介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。 3・4（略） （登録の消除） 第六十九条の三十九（略） 2（略） 3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。 一・二（略）	（報告等） 第六十九条の三十八（略） 2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。 3・4（略） （登録の消除） 第六十九条の三十九（略） 2（略） 3 第六十九条の二第一項の登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録をしている都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。 一・二（略）

三 介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合

三 介護支援専門員として業務を行った場合

改 正 案	現 行
（届出） 第二条 競輪施行者が、競輪を開催しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。	（届出） 第二条 競輪施行者が、競輪を開催しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長及び都道府県知事を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。

改 正 案	現 行
（削る） （電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例） 第五十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により、国土交通大臣が第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。 （事務の区分）	（受験の申込み） 第十二条の二 不動産鑑定士試験の受験の申込みは、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。 （電子情報処理組織を使用する方法により行う申込み等の特例） 第五十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により、土地鑑定委員会又は国土交通大臣が第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第二項の規定による申込み、申請又は届出（土地鑑定委員会又は国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申込み等」という。）を同法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申込み等は、それぞれ第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。 （事務の区分）

第五十五条 第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十五条 第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	
法律	（略）	（削る）	（略）
事務	（略）	（削る）	（略）
現行		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	
法律	（略）	毒物及び劇物取締法 （昭和二十五年法律 第三百三号）	（略）
事務	（略）	第四条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）、第十条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限る。）及び第二十一条第一項（製造業者又は輸入業者に係る部分に限るものとし、同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）

(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）
(略)	第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）
(略)	第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）、第二十六条第二項及び第三項（国土交通大臣に通知する事務に係る部分に限る。）、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

改 正 案				現 行			
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）				別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）			
提供を受ける国の機関又は法人	事務	(略)	百七 国土交通省	提供を受ける国の機関又は法人	事務	(略)	百七 国土交通省
(略)	(略)	(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）による同法第八条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）による同法第三條の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇二十六（略）

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、同法第二十二条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の經由、同法第二十六条第一項の登録、同条第二項の經由、同法第二十七条第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八〇三十四（略）

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇二十六（略）

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十二条の二、第七十条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の經由、同法第二十六条第一項の登録、同条第二項の經由、同法第二十七条第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八〇三十四（略）

改 正 案	現 行
（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用） 第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十一条の二（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十四条の四並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第四項中「報告しなれば」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知しなれば」と読み替えるものとする。 2・3 （略） （財政措置に関する災害対策基本法の準用） 第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について	（地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用） 第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十一条の二（同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十四条の三並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第四項中「報告」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。 2・3 （略） （財政措置に関する災害対策基本法の準用） 第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について

、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について、それぞれ準用する。

、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について準用する。

改 正 案				（災害対策基本法の規定の読替え適用等） 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替える規定	（略）	第七十四条の二第二項及び第三項	第七十四条の三第一項	
読み替えられる字句	（略）	災害応急対策	係る災害	
読み替える字句	（略）	緊急事態応急対策	係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。）	
現 行				（災害対策基本法の規定の読替え適用等） 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替える規定	（略）	第七十四条の二第二項	（新設）	
読み替えられる字句	（略）	災害応急対策	（新設）	
読み替える字句	（略）	緊急事態応急対策	（新設）	

(略)	第七十四条の四		第七十四条の三第四項から第六項まで	第七十四条の三第三項		第七十四条の三第二項		
(略)	災害応急対策	災害が	災害応急対策	災害応急対策	災害が	災害応急対策	当該災害	災害応急対策
(略)	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	緊急事態応急対策	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	緊急事態応急対策	当該原子力災害	緊急事態応急対策

(略)	第七十四条の三		第七十四条の二第四項から第六項まで	第七十四条の二第三項		(新設)		
(略)	災害応急対策	災害が	災害応急対策	災害応急対策	災害が	(新設)		
(略)	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	緊急事態応急対策	緊急事態応急対策	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	(新設)		

2
～
6

(略)

2
～
6

(略)